

公共工事に対する前金払の実施について（通知）

昭和 39 年 11 月 12 日

出第 413 号

出納長、総務部長通知

島根県契約規則（昭和 39 年島根県規則第 36 号）第 23 条〔現行＝島根県会計規則第 52 条の 2〕の規定に基づき、公共工事の前金払を実施してきたのでありますが、契約締結後の個別的承認制度即ち従来行ってきた承認申請制度を廃止し、改めて今般別紙のとおり「公共工事に対する前金払実施要綱」並びに「公共工事の前金払の事務取扱手続」が制定せられたので、今後はこの要綱及び取扱手続により処理せられるよう通知します。

別紙

公共工事に対する前金払実施要綱

第 1 条 島根県会計規則（昭和 39 年島根県規則第 22 号。以下「会計規則」という。）第 52 条の 2 の規定による前金払の取扱については、この要綱によるものとする。

第 2 条 中間前金払と部分払の両方の対象となる工事の場合、請負者にどちらの支払を受けるか選択させることができるものとする。

2 繰越工事及び債務負担行為に係る工事については、前項の規定により中間前金払を選択した場合であっても、部分払を行うことができるものとする。

第 3 条 歳計現金が著しく減少し、他の必要経費の支払いに不足をきたす場合においては、既に前金払について契約したもののほか前金払しないものとする。

第 4 条 前金払の支払を受ける契約をした請負業者が、前金の支払を受けようとするときは、前金払の請求書に保証事業会社の前金払保証証書及びその写を添えて、知事に提出させるものとする。

第 5 条 工事内容の変更その他の事由によって請負金額が当初の請負金額に比し、著しく増額又は減額したときは、前金払の額を会計規則第 52 条の 2 第 1 項及び第 2 項に定める割合によって増減することができる。

附 則

この要綱は、昭和 39 年 11 月 12 日から実施する。

公共工事に対する前金払実施要綱（昭和 28 年 7 月 15 日出第 501 号出納長、総務部長通達）は、廃止する。

附 則

この要綱は、昭和 46 年 5 月 6 日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和 50 年 1 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和 63 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 1 月 1 日から実施し、同日以後に締結される契約について適用する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から実施する。

公共工事の前金払の事務取扱手続

- 一 起工伺の際に前金払をする旨決定の必要ある工事については、その伺に前金払をする旨並びにその限度額等を記載し決済を受けること。
- 二 保証契約を締結した請負者からは、要綱第4条によって前金払の請求書に前金払保証証書及びその写を添えて、収支等命令者に提出させること。
- 三 収支透明礼者は、保証証書の製本は、工事の完成までこれを保管し、写しは請求書に添付して出納機関に対して支出命令をすること。
- 四 出納機関は公共工事の内、前金払したものについては、県会計規則様式第87号に拘らず別紙様式の前金払整理簿（省略）を設けて整理すること。
- 五 前金払した後における部分払（島根県会計規則第70条の4第2項）については、別記計算例（省略）によって行うこと。